

入院時食事療養費の見直しについて

【改正の内容】

平成28年4月1日より、国の施策として入院時食事療養費の負担額が変わります。入院と在宅医療の負担の公平を図る観点から、食材料費相当額に加え、調理費相当額の負担を求めることとなりました。平成28年度からは一般所得の方は1食360円、平成30年度からは1食460円となります。増額分が病院の材料費に上乗せされるわけではなく、あくまで調理費(光熱水費)となるため、食事内容は今まで通りとなります。ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

